

マイナンバーの紐づけミスとは何か

2023.7 (2023.8更新)

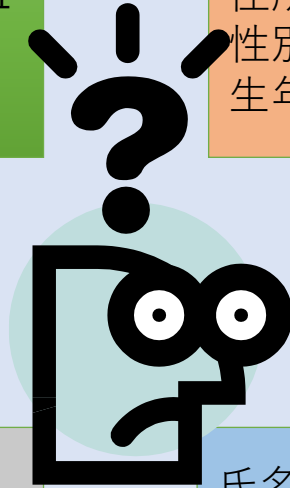
弁護士 水町雅子

番号がないと . . .

◆ 転居、改姓、表記ゆれなどがあると、同一人物かどうかの確認に時間を要することも

氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日



氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成 1 年 1 月 2 2 日

番号があると . . .

- ◆ 番号が入ること、同一人物かどうかの確認が迅速・正確に
→ 情報の検索・管理・連携に効果的

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名：番号花子
住所：東京都千代田区霞ヶ関 1 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名：渡辺花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日



番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区五番町 3
性別：女性
生年月日：平成元年 1 月 2 2 日

番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名：渡邊花子
住所：東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1
性別：女性
生年月日：平成 1 年 1 月 2 2 日

マイナンバーの価値は 本人特定の正確化・効率化

① 基本4情報の限界

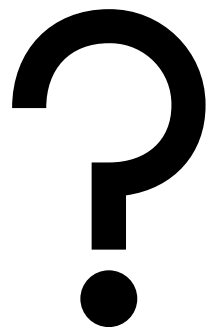
- ある人がその人自身であるということを把握するために、氏名、生年月日、性別、住所の基本4情報を用いることが多い。
- しかし「高橋一郎さん」と「高橋一郎さん」が同一人物かどうかわからなかったり、「千代田区霞が関1-1-1霞が関ビル123」と「千代田区霞が関1丁目1番地1号霞ヶ関ビル1F」, 「千代田区霞ヶ関1の1の1」が同一住所なのかわからない場合も
- 住所、氏名そして性別は**変更**されうるものであり、変更前のある人と変更後のある人が同一人物かどうかを判断しなければならない

② デジタル対応

- コンピュータは人と違い、情報を”0 / 1”で認識する。そのためコンピュータを利用して事務を処理したり、情報を連携するためには、コンピュータにとって取り扱いやすい番号が必要
- 氏名や住所だと、表記の揺れがあったり、異字体があったりと、コンピュータにとっては扱いづらくなる。



マイナンバーは1人1人異なる番号で、重複がない。
氏名・住所・性別に変更があっても、その影響を受けない。
コンピュータにとって取り扱いやすい。



マイナンバーの紐づけミスが起きている

マイナンバーでの本人特定に失敗しているのでは??

マイナンバーの紐づけミスとは？

本来は青の情報が紐づけられるべき

市町村

住民基本台帳

- 水町雅子
- 港区赤坂1-3-19芳明ビル8F
- 世帯主
- マイナンバー123.....

公営住宅

- 水町雅子
- A住宅に申込んだが入居できず
- マイナンバー123.....

都道府県

障がい者情報

- 水町雅子
- 手帳交付日22/11/1
- マイナンバー123.....

障がい者情報

- 水田雅子
- 手帳交付日23/7/1
- マイナンバー123.....

健康保険組合

保険証情報

- 水町雅子
- 保険証番号321
- マイナンバー321.....

保険証情報

- 氷町雅子
- 保険証番号321
- マイナンバー123.....

発生事象：マイナンバーを元に赤の情報が紐づいてしまい、別人の情報が紐づいてしまった。

原因：分散管理でそれぞれの組織で持っている情報に当該組織が個別にマイナンバーを紐づけていく作業時に、誤ったマイナンバーを紐づけてしまったと考えられる（報道等からの推測）。

⇒対策：正確に紐づけるためのスキームを徹底的に再構築する必要

市町村	<p>住民基本台帳</p> <ul style="list-style-type: none">水町雅子港区赤坂1-3-19芳明ビル8F世帯主マイナンバー123.....	<p>公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none">水町雅子A住宅に申込んだが入居できずマイナンバー123.....
都道府県	<p>障がい者情報</p> <ul style="list-style-type: none">水町雅子手帳交付日22/11/1マイナンバー123.....	<p>障がい者情報</p> <ul style="list-style-type: none">水田雅子手帳交付日23/7/1マイナンバー123.....
健康保険組合	<p>保険証情報</p> <ul style="list-style-type: none">水町雅子保険証番号321マイナンバー321.....	<p>保険証情報</p> <ul style="list-style-type: none">氷町雅子保険証番号321マイナンバー123.....

注：実際には中間サーバーや機関別符号等があるため、もっと複雑ですが、ここではあえて単純化して図示しています。

なぜ誤ったマイナンバーを紐づけるか

保険証情報

- 水町雅子
- 保険証番号321



健康保険組合

健康保険組合でもともと持っている保険証情報に、対象者のマイナンバーを紐づけ（登録）しないと！

この人のマイナンバーは何番かな？

健康保険組合による取得方法	間違える可能性としては…
①本人からマイナンバーを取得	<ul style="list-style-type: none">• 本人が提供しない可能性• 本人が書き間違える可能性• 健康保険組合がシステムに入力する際タイプミスする可能性
②事業主からマイナンバーを取得	<ul style="list-style-type: none">• 本人が事業主に提供しない可能性• 事業主が健康保険組合に提供しない可能性• 本人が事業主に、事業主が健康保険組合に間違えて教える可能性• 健康保険組合がシステムに入力する際タイプミスする可能性
③J-LISから取得	<ul style="list-style-type: none">• 氏名・生年月日等からマイナンバーを検索するが、氏名・生年月日等を誤入力する可能性• 対象者が複数表示された場合に、誤選択する可能性

チェックデジットでタイプミスは防止できそうだが、このような記事もある↓

上原 哲太郎先生「マイナンバーのチェックデジットについて」 <https://digitalforensic.jp/2016/03/14/column404/>

改善策

- ◆ マイナンバーカードから電子的に直接取得することを原則としては？
 - 国はマイナンバーの提供方法を用意していないため、各事業者の判断・方法にゆだねられている
 - しかし、せっかくのデジタル時代に、ICカードを紙コピーして書面提出するのはナンセンスでは（誤入力リスクもある）
 - 国民がスマホ等からマイナンバーカードをかざせば、マイナポータルから選択した正当な相手方に、正しいマイナンバーや基本4情報を電子的に正確に提供できるようにしてはどうか
 - デジタル社会で共通インフラとなる機能こそ、国がマイナポータル等として提供してはどうか

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/entry/2023/05/31/121218>

改善策

◆ 一度総点検すれば、生涯安心なわけではない

- 転職、扶養家族変更等により、加入する健康保険組合等が変わったりするし、マイナンバーを変更する場合もある

→結婚・出産・転職時等に、
正しいマイナンバーを正確に情報連携する仕組みが必要

マイナンバーの紐づけは、
マイナンバーカードなしにできる

マイナンバーの紐づけは、 マイナンバーカードなしでできる

大多数の会社員は、
税務署にマイナンバーカードを提示していないが、
税務署は課税情報等とマイナンバーを紐づけている

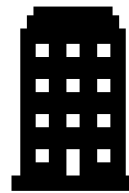
多くの国民は、厚労省/年金機構に
マイナンバーカードを提示していないが、
年金情報等とマイナンバーは紐づいている

本人が教える
パターン



本人

①会社等に
マイナンバーを教える



会社

②税務署や年金機構等
への書類等に本人
のマイナンバーを記載



税務署・年金機構・健保等

③マイナンバーを紐
づけて、行政事務で
利用

本人が教えない
パターン



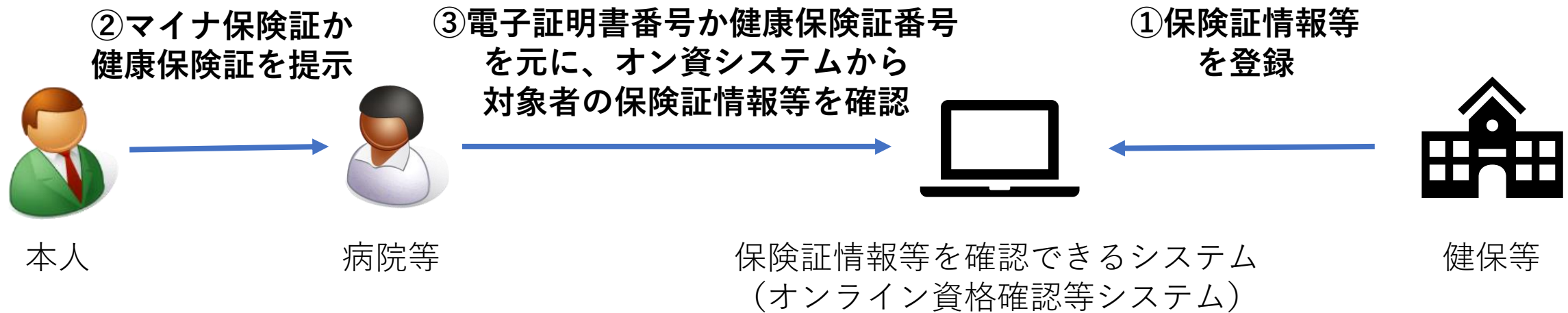
税務署・年金機構・健保等

法律で許可された範囲内で
本人の氏名等を元にJ-LISから
マイナンバーを教えられるので、
マイナンバーを紐づけて行政事務で利用



J-LIS

マイナンバーカードより、 マイナンバーやシステムの方が重要要素



https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html

- マイナンバーカードは、システム上で対象者情報を閲覧するために、対象者を特定する用途等に利用しているに過ぎない。
- しかもマイナンバーではない別の電子証明書番号を利用しているし、健康保険証の記号番号でも可。
- 極論を言えば、本人が氏名・生年月日・住所をタッチパネルで入力すれば、システムから対象者情報を閲覧できるが、誤入力リスク・なりすまし等もあるので、マイナンバーカードや健康保険証を利用している

スポーツクラブで例えると

- 会員情報データベースが存在し、会員番号や氏名が紐づいている
- 会員カードがないスポーツクラブもあるが、会員情報データベースはほぼ存在していて、会員番号もほぼ付番されている
∵システム管理上、対象者を特定する番号が必要
- 会員カードをタッチすると、来館日時等を自動記録してくれたりするが、会員カードから会員番号等を読み取って、システムに飛ばして、来館日時等を記録している。
- 会員カードタッチではなく、極論を言えば、自分で会員番号を手入力したり、氏名・生年月日を入力しても同じことはできるが、誤入力リスクや面倒などの理由で、会員カードをタッチする

マイナンバーカードの価値は

では、マイナンバーカードに価値はないのかというと、そんなことはない。

特に、③デジタル上のハンコとしての価値が高い。

マイナ保険証とか運転免許証統合よりも、DX時代のデジタルハンコとしての価値を進めると、デジタル化の発展に寄与できる。

①マイナンバーの証明	<ul style="list-style-type: none">自分のマイナンバーは〇番で正しいということを証明する機能
②本人確認書類	<ul style="list-style-type: none">私は水町雅子本人ですと証明する身分証明書になる
③デジタル上のハンコ	<ul style="list-style-type: none">デジタル社会で重要な機能。対面でのハンコに代わる機能。電子署名ができるので、マイナンバーカードで電子契約すらできる。確定申告にも使える。書面への押印に代わり、デジタルでカード署名する。ログインにも使える。ID+パスワードよりも、カード+パスワードの方がセキュリティが高い（カード単体でパスワードなしはどうか不明ではある）